

東海村新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金 (令和3年度下期分)

～感染症予防対策を講じた事業者の方に補助金を支給します～

申請期間	令和3年12月6日（月）～令和4年3月31日（木） ※予算に達した場合は受付終了となりますので、お早めに申請ください。
補助対象経費 ※上期（6/1-10/20受付分）と変更がありますので、ご注意ください。	感染予防対策に必要な以下の経費 消耗品 <ul style="list-style-type: none">●マスク（不織布製）●フェイスシールド●使い捨て手袋●消毒液（漂白剤含む）●手洗い用洗剤●ペーパータオル●防護服●テイクアウト用容器●抗原検査・抗体検査キット ※消耗品は上記の品目のみが対象となります。 それ以外の品目（清掃用品等）は対象外です。 機器購入等 <ul style="list-style-type: none">●仕切り用アクリル板●ビニールカーテン●非接触型温度計●サーモカメラ●非接触型消毒液ディスペンサー●空気清浄機●キャッシュレス決済用機器●二酸化炭素測定器●検査費用（PCR検査、抗原検査、抗体検査） 工事等 <ul style="list-style-type: none">●飛沫対策（パーテーション設置等）●換気設備の整備・改修（網戸・換気扇等）●手洗い場設置・改修●密集回避（テイクアウト・ドライブスルー導入等）
補助対象者	村内に店舗、事務所、工場を有する中小企業者 <ul style="list-style-type: none">・いばらきアマビエちゃんの感染防止対策宣誓書を掲示・村税に未納がない
補助対象事業期間	令和3年10月1日（金）～令和4年3月31日（木） ※支払・納品・工事は3月31日までに完了してください。
補助限度額	10万円（補助率10/10） ※100円未満の端数は切り捨てとなります。 ※申請内容の審査の結果、補助金の交付額が申請額と異なる場合があります。
交付回数	1事業者1回限り ※上期（6/1-10/20受付分）に交付を受けている事業者も申請可。

対象期間

R3.10.1

R3.12.6

R4.3.31

受付開始

受付終了

事業開始

事業終了

※消耗品は、10/1～3/31に使用する量を目安として、3/31までに購入完了（納品・支払完了）してください。

申請に必要な書類

<上期（6/1～10/20受付分）に申請している方>

- 交付申請書兼請求書
- 誓約書
- 領収書等（対象経費を支払ったことを証する書類）
- 補助対象経費説明書（その他の機器を購入、又は工事実施の場合のみ）
- 物品の写真（単価1万円以上の場合のみ。使用する場所で撮影）
- 工事写真（工事を実施した場合のみ。着手前と完了後のもの）

<今回はじめて申請される方>

上記の書類に加えて

- 個人事業主の方は「前年度分の申告書」および「青色申告決算書または収支内訳書」
- 個人事業主のうち、前年中の営業等の収入が給与収入を超えていない場合であって、申請時点で既に勤務先を退職し、給与収入を得ていない場合は、それを証する書類
- 法人の場合は「直近の法人税申告書の写し」または「登記事項証明書の写し」
- いばらきアマビエちゃん「感染防止対策宣誓書」の写し

対象経費を支払ったことを証する書類について

● 「領収書」や「領収証」等の記載があるもの、または金融機関の「振込明細」や「通帳の写し」など、経費の支払いが完了していることが確認できるものを提出してください。

● オンラインの購入で「購入明細書」や「注文書」のみでは、経費を支払ったことが確認できません。

● 「領収書」や「領収証」等に、購入したものの名称や数量、価格、支払日が明記されていない場合は、それらが記載された「請求書」や「見積書」等もあわせて添付してください。

● レシートの標記で、「雑貨」といった標記や「JANコード」のみの記載の場合は、購入品の確認が取れないため、対象とならない場合があります。

お問い合わせおよび申請書提出先

〒319-1192 那珂郡東海村東海3-7-1

東海村 産業部 産業政策課 産業政策推進担当

電話 : 029-282-1711 (内1268)

F A X : 029-282-2145

Eメール : sangyou@vill.tokai.ibaraki.jp

※提出は郵送、または産業政策課備付けボックスに投函してください。